

学校法人会計基準の在り方について
報告書（素案）

平成24年12月25日
学校法人会計基準の在り方に関する検討会

目次

I 見直しの背景及び方向性

II 改正内容

1. 基本金
2. 資金収支計算書
3. 消費収支計算書
4. 貸借対照表
5. その他の論点

III 今後の進め方

IV 参考資料

I 見直しの背景及び方向性

(1) 見直しの背景

(学校法人会計基準の趣旨)

私立学校は、それぞれの建学の精神に基づく教育研究活動を、将来にわたり継続的に実施していくことが求められている。このことから、その会計処理についても、利益の追求を目的とする企業等とは異なり、長期的視点から継続的な運営を可能にすることを前提とした収支の均衡が図られているかどうかを把握することが求められるという特性を有している。

このような私立学校の特性を踏まえて、私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行うための統一的な会計処理の基準として、昭和46年に文部省令により学校法人会計基準が制定された。

制定以来40年が経過する中で、学校法人会計基準は、基本金制度等の私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、また、補助金の配分の基礎となるものとして、広く我が国の学校法人の会計実務において定着してきた。

(私立学校を取り巻く環境の変化への対応)

この間、社会・経済状況は大きく変化しており、急速な少子化など私立学校を取り巻く経営環境の悪化がみられるとともに、世界的に進む会計のグローバル化等による企業会計の改正や国立大学、公益法人、社会福祉法人等の会計基準の逐次改正などが進められてきた。公教育を担う、高い公共性と公益性を有する私立学校の会計基準についても、このような環境の変化に対応して、社会によりわかりやすく説明できる仕組みを充実していくとともに、経営判断に一層資するものとすることが求められている。

(学校法人会計基準の在り方に関する検討)

このことから、平成20年3月より有識者による「学校法人会計基準の諸課題に関する検討会」が設置され、学校法人会計基準の特徴と課題等の論点整理を行い、平成24年3月に報告書を取りまとめた。

その報告書に示された論点整理を基に、具体的な学校法人会計基準の在り方について検討を行うため、本検討会が平成24年8月に発足し、12月20日までの7回の会議における議論を踏まえて、ここに報告書の素案を取りまとめたものである。

(2) 見直しの方向性

- 私立学校の特性を踏まえ、その財政基盤の安定を図り、私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行うための、統一的な会計処理の基準としての学校法人会計基準の仕組みは引き続き維持する。
- 学校法人の作成する計算書類等の内容がより一般にわかりやすく、かつ的確に学校法人の経営状態を把握できるものとなるよう、以下のように改善・充実を図る。
 - 社会から一層求められている説明責任を的確に果たすことができるものとする。
 - 経営者の適切な経営判断に一層資するものとする。

(基本的な考え方)

学校法人会計基準は、私立学校振興助成法に基づき、私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行うための統一的な会計処理の基準として制定された基準であり、この目的は今後も維持すべきである。

一方で、近年の社会・経済状況の変化を踏まえて、社会に対する説明責任が一層求められるとともに、私立学校の経営者にとって適切な経営判断を行う必要性が増している。

現在、すべての学校法人の財務情報について、私立学校法に基づき、利害関係者への開示が義務づけられており、ほとんどの大学又は短大を設置する学校法人が、学校法人会計基準に基づいて作成された計算書類等を用いて、ホームページで財務情報を公開するようになっている。

こうした状況を踏まえると、学校法人会計基準に基づいて作成する計算書類等の内容がよりの確に学校法人の経営状態を把握でき、外部への報告に資するものとなるようにすることが重要である。

(私立学校の振興に資する会計基準)

上記の基本的な考え方に基づき、学校法人会計基準を改正するに当たっては、学校法人の以下のような特性に留意することが重要である。

- 私立学校については、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の法令において、その達成すべき目的・目標が示され、その実現のための組織、教育課程や教員資格など備えるべき様々な要件が定められている。私立学校は、それらを遵守した上で、建学の精神として示される独自の個性ある教

育理念を世代を超えて受け継ぐことにより、社会の発展に貢献する人材を輩出すべく存在するものである。

このような特質を有する私立学校を設置するために設立される学校法人（私立学校法第三条）は、例えば、営利を目的に設立され、経済情勢に即して事業の改廃等を迅速に行うことが求められる企業とは、そもそも法人の設置の目的や置かれる条件が大きく異なっている面がある。

これらの特性を踏まえて、学校法人として最適な仕組みを整えることが重要である。

- 私立学校は、「人格の完成を目指し」て（教育基本法第一条）学校教育を提供することを本質としており、それは一人一人の生涯の中のかげがえのない時期に行われ、その後の人生の有様に大きな影響を与えるものである。このような事業は、その及ぼす影響力の大きさや“やり直し”に困難を伴うことから、法人の内外からの適切な関与により適切かつ確実な実施が担保される仕組みとする必要がある。
- 基本的に学校法人の収入は、前期に一定期間分が前納される学費、年度途中の決まった時期に納められる残りの学費、分割して支払われる私学助成など、一定の決まった時期に決まった方法により得られた後に、私立学校の教育研究活動に費消される仕組みとなっている。このため、キャッシュ・フローを基礎にする会計の動きと、学校として学年に沿った事業の実施を支える学事暦の動きにはズレが生じるなどの現象があることから、これらを円滑かつ整合的に処理することが必要である。
- 私立学校は、建学の精神に基づく人材育成を第一義とし、その実現のために必要な学部等の諸組織を置いて教育研究活動を展開する。その際、例えば在学生等は、私立学校が提供する教育を通じて、その建学の精神を体現する人材となることを目指すとともに、自らの人格形成の基礎となった前世代から受け継いだ精神を、大切に次世代に引き継ぐことが期待されている。すなわち、単に在学期間中に教育を受けるだけの客体に留（とど）まるものではなく、学園全体の伝統を形成する一員として位置づけられる。このような特質に則した仕組みを整える必要がある。

これらを踏まえた具体的な改正内容について、以下Ⅱに詳述する。

Ⅱ 改正内容

Ⅱ－１ 基本金

- 基本金制度を維持する。
- 第２号基本金について、対応する特定資産を明確化する。
- 第３号基本金について、対応する運用収入を明確化する。
- 第４号基本金について、対応する特定資産を計上する。対象資産が積み立てられない場合は、その旨と対応策の注記を求める。

（基本金制度）

公教育を担う学校法人として、それぞれの建学の精神に基づく各学校法人の継続的な運営を可能にする観点から、必要な校地・校舎等の基本財産を自己資金で維持するための制度として、基本金制度が設けられている。

基本金制度は、現在でも、学校法人の健全性が維持されているかどうかを判断するための有効な仕組みであるため、更なる明瞭性を確保しつつ基本的な考え方を維持すべきである。

（第２号基本金に対応する特定資産の計上）

第２号基本金は、将来の第１号基本金の対象資産の取得に充てるための金銭その他の資産に相当する金額を、理事会で固定資産の取得計画及び基本金の組入れ計画を決議した上で組み入れるものであり、対応する資産を施設設備引当特定資産等の名称で資産計上している。

一方で、第２号基本金には組み入れないものの、将来の施設設備取得のための準備資金であることを、計算書類上明確にするために、施設設備引当特定資産として計上している法人もある。

いずれも将来の施設設備の取得のためという目的は共通であるが、具体的な計画があり、理事会で決議した基本金組入れ計画に基づいて組み入れた基本金に対応する特定資産と、基本金組入れ計画を理事会で決議できるほど具体的になっていない等のため、基本金に組み入れられずに将来の施設整備に備える特定資産とでは、資産の性質が異なることから、それぞれの資産の規模を明らかにする必要がある。このため、それぞれの対象資産を「第２号基本金引当特定資

産」と「施設設備引当特定資産」に分けて計上すべきである。

(第3号基本金の運用収入の明確化)

第3号基本金は、基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額であり、理事会で決定した計画に基づき、基金の運用収入を奨学金や国際交流などの一定の目的に沿った活動に使用するものである。

この基金と運用収入の関係を明確にするという観点から、資金収支計算書の「資産運用収入」の小科目である「奨学基金運用収入」の取扱いについて検討する必要がある。「奨学基金運用収入」のみでは奨学金支給目的の基金の運用収入に限定されてしまうため、第3号基本金の運用収入の合計額が明確になるよう、「第3号基本金運用収入」に変更すべきである。

(第4号基本金に対応する特定資産の計上)

第4号基本金とは、恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額に相当する金額を基本金に計上するものである。

他の第1号から第3号までの基本金については、それぞれ第1号基本金が校地校舎等の固定資産の取得価額、第2号基本金が将来の第1号基本金の対象資産の取得のための積立て、第3号基本金が目的を持った運用基金、のように、将来にわたり教育研究を継続するために必要な具体的な資産がまずあり、その資産の金額を対象に基本金に組み入れている。このことと比較すると、第4号基本金は、具体的な資産ではなく一定の支払資金の計算額を対象にしているという意味で、異質ではないかとの意見もあった。

しかし、今の私立学校を取り巻く厳しい経営環境を考えると、将来の不測の事態に備えて学校法人が一定の支払資金を保有しておくべきという考え方を学校法人会計基準においても維持していくことは重要であるため、今後も第4号基本金を維持すべきである。

このような第4号基本金の性質を踏まえると、本来は同額の支払資金を保有すべきであることから、貸借対照表上で用途特定の資産として計上することとすべきである。その際、必ずしも期中を通じて持ち続ける必要はなく、期末に計上されていればよいものとすべきである。

また、経営状況が極めて悪化し、期末時点で第4号基本金の対象資産が支払資金として積み立てられない状況に陥っている場合には、法人の継続性に関する重要な情報として、経営者自らが、その旨と対応策を計算書類の注記事項として記載することを義務づけるべきある。(Ⅱ-5(5)「法人の継続性の担保の仕組みについて」に再掲。)

なお、第4号基本金の額については、別に大臣裁定において消費収支計算書から算出することが定められており、今回の改正を踏まえて、算出方法の見直しを行う必要がある。

（その他組入計画を明確にする付表）

第2号及び第3号基本金の組入計画表は、理事会で決議した個別の計画単位で作成されているが、計画が複数ある場合には計画表を合算しないと貸借対照表の金額と一致しないため、新たに集計表を作成することとすべきである。

Ⅱ－２ 資金収支計算書

- 現行の資金収支計算書を今後も維持するとともに、新たに付表として「活動区分別資金収支表」を作成することとする。

（現行の資金収支計算書について）

当該年度の活動との関連において資金の流れを整理する資金収支計算書は、補助金の配分の基礎資料として、また学校法人の予算管理のための手法として現在も有用であり、今後も維持すべきである。

補助金の算定上は学部等ごとの人件費支出や教育研究経費支出等を把握する必要があるため、引き続き、資金収支計算書の内訳について学部等の単位で作成する必要がある。

また、学校法人の予算管理上は、各期の収入及び支出の総額及び内訳を一覧で見ることができる現行の資金収支計算書の様式は、現在も有用である。

（活動区分別の表示）

他の会計基準の改正では、資金繰り状況の把握の必要性、施設設備の高度化、資金調達や運用の多様化等本業の事業活動以外の活動の重要性の高まり等に伴い、活動区分別の資金の流れを明確にする観点から、キャッシュ・フロー計算書の導入が進んでいる。

学校法人についても、近年の施設設備の高度化、資金調達や運用の多様化など、本業の事業活動以外の活動が増加しているとともに、私立学校を取り巻く経営環境が悪化する中で、学校法人の財政状態への社会的な関心が高まっている状況にある。さらに、私立学校の特質として、その在学生等は、建学の精神に基づき形作られている学園の一員として、その精神に基づく教育が提供され続けていくためにどのように取組がなされているのかについて、財務的な観点からもわかりやすく把握できるようにすることが求められる。

このことから、活動区分別に資金の流れを把握することが有用である。その際、ある年度の資金の流れの把握より、年度単位の教育研究活動との関連において資金の流れを把握することが重要であるため、学校法人の特質を勘案した活動区分として、“教育研究事業活動”、“施設等整備活動”、“財務活動”に区分する「活動区分別資金収支表」を作成するとともに、3つの活動区分ごとにキャッシュ・フローの流れが明確にできるよう、各活動区分の末尾にそれぞれに対応する調整勘定を置いて、現金預金の流れと一致させることが適当である。

(資金収支計算書の計算書類の体系の充実)

現行の資金収支計算書を維持しつつ、新たに活動区分別の資金の流れを把握するという課題に対応するため、資金収支計算書の計算書類の体系を以下のようにするべきである。

本表としての資金収支計算書（法人全体）に、付表として、新たに資金収支計算書を組み替えた③「活動区分別資金収支表」を加えた、以下の3表を作成すべきである。

- ① 「資金収支内訳表」（設置学校・学部単位の内訳を示す。）
- ② 「人件費支出内訳表」（人件費の詳細について、設置学校・学部単位の内訳を示す。）
- ③ 「活動区分別資金収支表」（法人全体について、活動区分ごとの資金の流れを示す。原則として大科目のみ。）

(「Ⅱ－3 消費収支計算書」における科目変更に伴う修正)

次ページに示す「Ⅱ－3 消費収支計算書」において、大科目「資産運用収入」を「受取利息・配当金」に変更し、「資産運用収入」の小科目である「施設設備利用料収入」を「雑収入」に移行させることに合わせて、資金収支計算書についても同様に変更すべきである。

Ⅱ－３ 消費収支計算書

- 毎期の収支バランスを判断できるよう、現行の基本金組入後の収支差額に加えて、基本金組入前の収支差額を表示する。
- 収支バランスについて、経常的な収支バランスと臨時的な収支バランスを区分して把握できるようにする。
- 「消費支出準備金」等は廃止する。
- 「消費収支計算書」を「事業活動計算書」に名称変更する。

（長期的な収支均衡）

消費収支計算書の目的は、毎期、基本金組入額を控除した収支差額の均衡の状態を明らかにすることにある。

均衡の状態とは、基本金組入額を控除した上で収支が均衡することである。このような計算を行うのは、施設設備の取替や更新の財源を基本的に自前で調達する必要がある私立学校にとっては、教育研究活動を将来的に継続していくために必要な資産を基本金として自己資金で確実に確保できるようにすることが求められるためである。

基本金組入額を控除した収支差額を表示することで、長期的に収支が均衡しているかを判断する仕組みは、学校法人の教育研究活動を将来的に継続していくことができるかを財務的に判断する上で、私立学校を取り巻く経営環境が厳しくなる中でその重要性がより高まっていると考えられることから、今後も維持すべきである。

（毎期の収支均衡）

一方、基本金組入額が施設設備の取得状況に応じて毎期大きく変動することから、毎期の収支差額は基本金組入額の多寡に大きな影響を受けるため、短期的に毎期の収支バランスの状況を的確に把握する上では十分とはいえない。

学校法人の経営状況をよりの確に把握する観点から、長期的な収支均衡と毎期の収支均衡の両方を表示できるようにすることが重要であり、基本金組入前の毎期の収支についても表示すべきである。

このことにより、一層明確になる毎期の収支状況をもとに、将来の施設設備

の計画的な取得等に備えて必要な基本金組入財源が確保できる程度の基本金組入前の収支差額を、安定的に確保できるようにすることが重要である。

(経常的・臨時的収支バランスの区分)

現行の消費収支計算書の収入及び支出は、人件費や経費等に充てることのできる収入の全体を把握するため、総額で表記している。

一方で、近年の臨時・教育研究事業外の収支が増加し複雑化している傾向を踏まえると、その状況をよりの確に把握することが重要であるため、区分経理を導入し、収支差額を“経常的なもの”(「経常収支の部」と「特別収支の部」とに区分するとともに、経常的な収支を“事業”(「教育研究事業収支の部」と「事業外”(「事業外収支の部」とに分けて表示すべきである。

なお多額な収入又は支出を計上した場合には、その内容を注記等により明確に示すべきである。

(消費支出準備金)

「消費支出準備金」は、特定の会計年度の消費支出に充当するために留保する準備金であり、将来における消費収支の計画的な均衡を図るためのものである。

この収支均衡維持の考え方はなくなるものではないが、多額の収入又は支出を計上した場合には、その内容が注記等により明確にされること、消費収支計算書を事業活動区分(教育研究事業、事業外、特別)ごとに収支の状況を表示することになること、実務上「消費支出準備金」を利用している法人が極めて少ないこと等、今回の改正で計算書類等の内容を一般にわかりやすく、かつ的確なものとするところとしていることから、「消費支出準備金」は廃止すべきである。これに伴い「消費支出準備金繰入額」「消費支出準備金取崩額」も廃止すべきである。

(名称について)

「消費収支計算書」の名称は、「資金収支計算書」の名称との違いがわかりにくいことが指摘されていた。

“資金収支”は現金預金の流れを表すのに対して、“消費収支”は事業の活動の状況を表すことが本来の趣旨であることを踏まえて、「消費収支計算書」は「事業活動計算書」に名称変更すべきである。

Ⅱ－４ 貸借対照表

- 固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設ける。
- 「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とする。
- 第2号基本金に対応する資産として、「第2号基本金引当特定資産」を表示する。(再掲。Ⅱ－1 基本金参照。)
- 第4号基本金に対応する資産として、「第4号基本金引当特定資産」を表示する。(再掲。Ⅱ－1 基本金参照。)
- 「消費支出準備金」は廃止する(再掲。Ⅱ－3 消費収支計算書参照。)

(現行の貸借対照表について)

現行の貸借対照表について、その構造は引き続き維持するが、学校法人の財政状態をよりわかりやすく表示するという観点から、表示区分や科目について変更を行うべきである。

(特定資産の区分の設定)

現行の貸借対照表の「固定資産」は、中科目として「有形固定資産」及び「その他の固定資産」の2つに分類されているが、「その他の固定資産」は、「その他」にひとくくりにするには固定資産全体に占める割合が大きいため、資産の構成内容の把握がしにくくなっている。一方で、その多くを引当特定資産が占めることから、区分を設けることにより、わかりやすくなると考えられる。このため、新たに中科目として「特定資産」を設けるべきである。

(純資産の部の設定)

現行の学校法人の貸借対照表の調達源泉側の表示は、「負債の部」、「基本金の部」、「消費収支差額の部」の3つに分けられているが、調達源泉を明確にする観点から、大きく“外部資金”及び“自己資金”に分けて表示することが望ましい。

このことから、“外部資金”については、借入金等外部から資金を調達したものであることから「負債の部」と表示すべきである。また、“自己資金”については、他の会計基準における一般的な表現である「純資産の部」として表示す

るとともに、明瞭性の観点からその内訳について、従来どおり長期的な収支均衡を表すものとしての基本金と基本金組入後の収支差額を明らかにするため、「基本金」と「収支差額」に分けて表示すべきである。

(その他表示の明瞭性の向上)

例えば、「有価証券」、「学校債」、「未払金」のように、流動資産と固定資産、流動負債と固定負債に同じ名称の科目が表示される場合にも区別ができるようにするため、長期又は短期などの文言を付すなど必要な表示上の工夫をすべきである。

Ⅱ－５ その他の論点

(1) 減損会計について

- 災害等で使えなくなった施設等について、有姿除却の考え方を導入する。
- 減損会計の考え方は導入しない。

(有姿除却)

例えば災害等で校舎が大きく毀損し回復の可能性が著しく少ないなど、“使えなくなった”場合の処理基準が明確ではなかったことから、資産を廃棄しなくても使えなくなった時点で帳簿上から除く、いわゆる有姿除却の考え方を導入することとし、実際に資産は残っていても償却（帳簿上から除き、基本金も取り崩すこと）ができる場合があることを明確にすべきである。

一方、学校法人として将来計画の見直し等により資産を使用する予定がなくなった（継続的に保持しない）場合は、基本金の取崩しの対象となるが、“使えなくなった”わけではなく、将来的に別の用途等に活用できる場合も想定されることから、資産としてはそのままの金額を維持すべきである。

(減損会計)

学校法人の有形固定資産の保有目的は、学校法人の教育研究活動を将来的に継続していくためであり、本来的に売買を目的とするものではない。学校法人の特性を踏まえると、企業のように逐次有形固定資産を時価評価し貸借対照表価額を修正する必要性は薄いと考えられるため、企業会計で行われるような減損会計の考え方は導入しない。

(2) 金融商品会計

- 金融商品の時価情報の注記を商品別・保有目的別に充実する。
- 評価基準は取得原価主義を継続し、著しく評価額が下落した場合に評価替えを行う。

(時価情報の注記)

これまでも学校法人の保有する金融資産の多様化に対応し、資産の状況を的確に把握するため、平成17年度の改正において、保有する有価証券の総額を満期保有目的か否かで区分して時価情報を注記として表示する等の改正を行ってきた。

しかし、金融商品の多様化が更に進むとともに、特にリーマンショック以降の経済状況の大きな変化に伴い、学校法人が置かれている新たな状況に対応する必要がある。

このため、学校法人がどのような有価証券を保有しているかをより明確化し、資産運用のリスクを一層明確に把握しやすくすることが重要である。このことから、金融商品の時価情報を、種類別（公共債・社債・株式・仕組債等）かつ貸借対照表の表示科目別に注記で表示すべきである。

(評価替え)

学校法人の資産運用は売買目的でないものが主であるため、時価会計を導入して未実現の評価損益を計上することは、むしろ学校法人の収支状況の適切な表示にそぐわないと考えられることから、有価証券の評価は現状の取得原価主義を維持し、その時価が著しく下がり回復の見込みがない場合についてのみ評価替えをすべきである。

時価の著しい下落や回復の見込みについての具体的な判断基準などの運用について、より明確に示す必要がある。

(3) 退職給付会計について

○ 現行の退職一時金の取扱いについて今後も維持する。

退職一時金については、平成23年度から退職給与引当金を期末要支給額の100%とすることに統一し、金額的にも退職給付会計の基準で計算したものと比較しても十分に確保できていることから、現行の取扱いを今後も維持すべきである。

なお、独自の年金制度を持つ法人に関しては、将来の年金支給に備えた運用資産が維持できているかどうかを判断するための、統一的な取扱いについて検討する必要がある。

(4) 連結会計について

- 学校法人間の取引について広く注記する。
- 連結会計の考え方は導入しない。

法人の経営状況や財政状態についてより透明性を高める観点から、学校法人間の取引について明らかにすべきとの課題に対応するため、現状の関係当事者の注記に該当しない場合についても、広く貸付金・債務保証等の学校法人間の取引について注記すべきである。

なお、学校法人は創設者等の寄附により設立され、創設者等は寄附した財産に対する権利を持たないという意味で、そもそも株式会社のような持分の概念がないため、連結会計の考え方はなじまないことから導入しない。

(5) 法人の継続性の担保の仕組みについて

- 学校法人の特性を踏まえた継続性を担保するための仕組みを維持する。
- 第4号基本金（Ⅱ－1 基本金参照）の強化等の、法人の継続性を担保するための仕組みを充実する。
- 企業等にいう継続法人の前提の考え方は導入しない。

(法人の継続性の判断の在り方)

学校法人が、その設置する私立学校において安定的に教育の提供を継続することが可能であるかどうかは、在学生の教育の機会の保障や、建学の精神の世代を超えた継承の担保を図る上で非常に重要である。

その際、一旦学生を募集し入学させた以上、卒業までの数年にわたり修学機会を保障する必要があることから、1年間続けることができるかどうかで継続可能性を判断することは適切ではない。むしろ、このような私立学校の特質に則した手法により、より確実に長期間にわたり法人の継続性の担保を実現することが求められる。

(学校法人における継続性の担保の仕組み)

学校法人における継続性の担保については、まず、企業等にはない学校法人の独自の仕組みとして、従来より採用されている、①設置資産を自己資金で賄うこと、②それを継続的に維持する仕組みとして基本金制度を設けること、③主要な収入（授業料）が前受けであること等の仕組みを引き続き尊重し維持すべきである。

さらに、今回の改正において、④区分経理を導入する等の経常的な収支バランスの把握を可能にする、⑤第4号基本金に関し特定資産を持つ（積めない場合には事実と対応等の注記を求める）こととする等の体質強化を図ることにより、法人の継続可能性に関する重要な情報を示すこととしており、これらを通じて継続性を担保する仕組みを更に充実すべきである。

他方、学校法人については、その特性から、企業等のように1年間で継続可能性を判断することでは十分ではなく、また、継続性を判断する期間が長くなればなるほど具体的な判断指標の設定は困難となるため、企業等にいう継続法人の前提の考え方は導入しない。

(所轄庁による指導・助言)

上記の仕組みに加え、所轄庁において、精緻化された経営判断指標等に基づき、経営上の課題を抱える学校法人に対して的確な指導・助言を行うことが重要である。

Ⅲ 今後の進め方

- 速やかに学校法人会計基準の改正を行った後、2年程度の準備期間を置き、平成27年4月から施行する。
- 知事所管法人については、必要に応じて1年間の猶予を置き、遅くとも平成28年4月から実施する。また、「活動区分別資金収支表」の作成を義務づけない。

（施行時期）

今回の報告書に示した改正により、計算書類の様式等が大きく変更されるため、システム対応等を含めた実務への影響が大きいことから、施行までに十分な準備期間を置くべきであり、平成27年4月から施行することとすべきである。

（知事所管法人の特例）

知事所管法人については規模の小さな法人が多数を占めるため、その特性に鑑み、現在の会計基準上でも一定の特例措置が設けられており、それらについては今後も維持していくべきである。更に今回の改正内容の内、Ⅱ-2に示した「活動区分別資金収支表」については、施設整備や財務活動の金額や頻度が多くないと考えられ、区分経理するための負担も大きいことから、作成の義務づけは行わないこととすべきである。

なお、今回の改正は、平成27年4月から実施することが原則であるが、知事所管法人については、幼稚園を設置する法人が多く含まれ、幼稚園は平成27年4月から大きな制度変更が予定されていることをも考慮して、1年間の猶予期間を置き、遅くとも平成28年4月から実施することとすべきである。

（実務指針及び研修）

学校法人会計基準の改正に伴い、より詳細な取扱いを定める文部科学省の通知の発出、日本公認会計士協会による実務指針の作成、研修会の実施等、施行に当たって学校法人の現場の実務が混乱しないような取組がなされることが重要である。

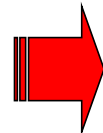
IV 参考資料目次

- 財務3表の対比表（イメージ図）
- 財務3表の様式
- 本検討会設置要項
- 協力者名簿
- 審議経過

資金収支計算書のイメージ

○現行の資金収支計算書

区分	
学生生徒等納付金収入	
手数料収入	
寄付金収入	
特別寄付金収入	
一般寄付収入	
補助金収入	
資産運用収入	
奨学基金運用収入	
受取利息・配当金収入	
施設設備利用料収入	
資産売却収入	
不動産売却収入	
有価証券売却収入	
その他の資産売却収入	
事業収入	
雑収入	
廃品売却収入	
借入金等収入	
前受金収入	
その他の収入	
退職給与引当資産からの繰入収入	
施設設備引当資産からの繰入収入	
減価償却引当資産からの繰入収入	
第3号基本金引当資産からの繰入収入	
他の引当資産からの繰入収入	
前期末未収入金収入	
その他のその他収入	
資金収入調整勘定	
期末未収入金	
前期末前受金	
前年度繰越支払資金	
収入の部合計	
人件費支出	
教育研究経費支出	
管理経費支出	
借入金等利息支出	
借入金等返済支出	
施設関係支出	
設備関係支出	
資産運用支出	
有価証券購入支出	
退職給与引当特定資産への繰入支出	
施設設備引当資産への繰入支出	
減価償却引当資産への繰入支出	
他の引当資産への繰入支出	
収益事業元入金支出	
第3号基本金引当資産への繰入支出	
その他の運用支出	
その他支出	
前期末未払金支出	
前払金支払支出	
その他のその他支出	
資金支出調整勘定	
期末未払金	
前期末前払金	
次年度繰越支払資金	
支出の部合計	



○科目修正後の資金収支計算書

区分	
学生生徒等納付金収入	
手数料収入	
寄付金収入	
特別寄付金収入	
一般寄付収入	
補助金収入	
資産売却収入	
不動産売却収入	
有価証券売却収入	
その他の資産売却収入	
事業収入	
受取利息・配当金収入	
第3号基本金運用収入	
その他受取利息・配当金収入	
雑収入	
施設設備利用料収入	
廃品売却収入	
借入金等収入	
前受金収入	
その他の収入	
退職給与引当特定資産からの取崩収入	
施設設備引当特定資産からの取崩収入	
減価償却引当特定資産からの取崩収入	
第3号基本金引当特定資産からの取崩収入	
他の引当特定資産からの取崩収入	
前期末未収入金収入	
その他のその他収入	
資金収入調整勘定	
期末未収入金	
前期末前受金	
前年度繰越支払資金	
収入の部合計	
人件費支出	
教育研究経費支出	
管理経費支出	
借入金等利息支出	
借入金等返済支出	
施設関係支出	
設備関係支出	
資産運用支出	
有価証券購入支出	
退職給与引当特定資産繰入支出	
施設設備引当資産繰入支出	
減価償却引当資産繰入支出	
他の引当資産繰入支出	
収益事業元入金支出	
第3号基本金引当資産繰入支出	
その他の運用支出	
その他支出	
前期末未払金支出	
前払金支払支出	
その他のその他支出	
資金支出調整勘定	
期末未払金	
前期末前払金	
次年度繰越支払資金	
支出の部合計	

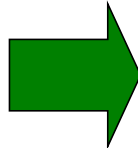
○活動区分別資金収支表

科目		
教育研究事業活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入
		手数料収入
		寄付金収入
		特別寄付金収入(施設設備指定分除く)
		一般寄付収入
		経常費補助金収入
		国庫補助金収入
		地方公共団体補助金収入
		事業収入
		雑収入
	教育研究事業活動資金収入計(1)	
支出	人件費支出	
	教育研究経費支出	
	管理経費支出	
	教育研究事業活動資金支出(2)	
	差引(3) = (1) - (2)	
調整勘定(4)		
教育研究事業活動資金収支差額(5) = (3) + (4)		
施設等整備活動による資金収支	収入	施設設備寄付金収入
		施設設備補助金収入
		不動産売却収入
		第2号基本金引当特定資産取崩収入
		(何)引当特定資産取崩収入
		施設等整備活動資金収入計(6)
	支出	施設関係支出
		設備関係支出
		第2号基本金引当特定資産繰入支出
		(何)引当特定資産繰入支出
施設等整備活動資金支出計(7)		
差引(8) = (6) - (7)		
調整勘定(9)		
施設等整備活動資金収支差額(10) = (8) + (9)		
事業活動資金収支差額(11) = (5) + (10)		
財務活動による資金収支	収入	借入金等収入
		有価証券売却収入
		その他の資産売却収入
		第3号基本金引当特定資産取崩収入
		第4号基本金引当特定資産取崩収入
		(何)引当特定資産取崩収入
		その他の収入
		財務活動資金収入計(12)
	支出	借入金等返済支出
		有価証券購入支出
第3号基本金引当特定資産繰入支出		
第4号基本金引当特定資産繰入支出		
(何)引当特定資産への繰入支出		
その他支出		
財務活動資金支出計(13)		
差引(14) = (12) - (13)		
利息及び配当金の受取額(15)		
利息の支払額(16)		
調整勘定(17)		
財務活動資金収支差額(18) = (14) + (15) - (16) + (17)		
支払資金の増減額(19) = (11) + (18)		
前年度繰越支払資金(20)		
次年度繰越支払資金(21) = (19) + (20)		

消費収支計算書のイメージ

○現行の消費収支計算書

区分
学生生徒等納付金
手数料
寄付金
補助金
資産運用収入
資産売却差額
事業収入
雑収入
帰属収入合計
基本金組入額合計
消費収入の部合計
人件費
教育研究経費
管理経費
借入金等利息
資産処分差額
徴収不能引当金繰入額
消費支出の部合計
当年度消費支出超過額
前年度繰越消費支出超過額
翌年度繰越消費支出超過額



○事業活動計算書

科目		
教育研究事業収支の部	収入	学生生徒等納付金
		手数料
		寄付金
		経常費補助金
		事業収入
		雑収入
		教育研究事業収入計 (1)
	支出	人件費
		教育研究経費
		管理経費
	徴収不能引当金繰入額	
	教育研究事業支出計 (2)	
	教育研究事業収支差額 (3) = (1) - (2)	
事業外収支の部	収入	受取利息・配当金
		事業外収入計 (4)
	支出	支払利息
	事業外支出計 (5)	
	事業外収支差額 (6) = (4) - (5)	
	経常収支差額 (7) = (3) + (6)	
特別収支の部	収入	資産売却差額
		その他の特別収入
		現物寄付
		施設設備寄付金
		施設設備補助金
	前期決算修正額 (何)	
		特別収入計 (8)
	支出	資産処分差額
		その他の特別支出
		災害損失
前期決算修正額 (何)		
特別支出計 (9)		
	特別収支差額 (10) = (8) - (9)	
	【予備費】 (11)	
	基本金組入前当年度収支差額 (12) = (7) + (10) + (11)	
	基本金組入額 (13)	
	当年度収支差額 (14) = (12) + (13)	
繰越収支差額の部		前年度繰越収支差額 (15)
		基本金取崩額 (16)
		次年度繰越収支差額 (17) = (14) + (15) + (16)
	(注1) 収入計(事業収入+事業外収入+特別収入) = ○○○	
	(注2) 支出計(事業支出+事業外支出+特別支出) = ○○○	

事業での収支バランス

事業外の収支バランス

経常的な収支バランス

臨時的な収支バランス

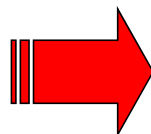
毎期の収支バランスを表示
(基本金組入前)
いわゆる帰属収支差額

最終的な金額は変わらない
→長期の収支バランスを表示(基本金組入後)

貸借対照表のイメージ

○現行の貸借対照表

区分	
資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
土地	
建物	
:	
その他固定資産	
施設利用権	
収益事業元入金	
退職給与引当特定資産	
減価償却引当特定資産	
施設設備引当特定資産	
第3号基本金引当資産	
:	
流動資産	
現金預金	
未収入金	
:	
資産の部合計	
負債の部	
固定負債	
長期借入金	
学校債	
退職給与引当金	
:	
流動負債	
短期借入金	
学校債	
未払金	
前受金	
:	
負債の部合計	
基本金の部	
第1基本金	
第2基本金	
第3基本金	
第4基本金	
基本金の部合計	
消費収支差額の部	
翌年度繰越消費支出超過額	
消費収支差額の部合計	
負債の部・基本金の部および消費収支差額の計合計	



○変更後の貸借対照表

資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
土地	
建物	
:	
特定資産	
第2号基本金引当特定資産	
第3号基本金引当特定資産	
第4号基本金引当特定資産	
(何)引当特定資産	
その他の固定資産	
施設利用権	
収益事業元入金	
長期貸付金	
:	
流動資産	
現金預金	
未収入金	
:	
資産の部合計	
負債の部	
固定負債	
長期借入金	
学校債	
長期未払金	
退職給与引当金	
:	
流動負債	
短期借入金	
1年以内償還予定学校債	
未払金	
前受金	
:	
負債の部合計	
純資産の部	
基本金	
第1号基本金	
第2号基本金	
第3号基本金	
第4号基本金	
収支差額	
次年度繰越収支差額	
純資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	

財務3表の様式

1-1 資金収支計算書

1-2 資金収支内訳表

1-3 人件費支出内訳表

1-4 活動区分別資金収支表

2-1 事業活動計算書

2-2 事業活動内訳表

3 貸借対照表

資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位:円)

収入の部	科 目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
学生生徒等納付金収入				
授業料収入				
入学金収入				
実験実習料収入				
施設設備資金収入				
(何)				
手数料収入				
入学検定料収入				
試験料収入				
証明手数料収入				
(何)				
寄付金収入				
特別寄付金収入				
一般寄付金収入				
補助金収入				
国庫補助金収入				
地方公共団体補助金収入				
(何)				
資産売却収入				
不動産売却収入				
有価証券売却収入				
(何)				
事業収入				
補助活動収入				
附属事業収入				
受託事業収入				
収益事業収入				
(何)				
受取利息・配当金収入				
第3号基本金運用収入				
その他受取利息・配当金収入				
(何)				
雑収入				
施設設備利用料収入				
廃品売却収入				
(何)				
借入金等収入				
長期借入金収入				
短期借入金収入				
学校債収入				
前受金収入				
授業料前受金収入				
入学金前受金収入				
実験実習料前受金収入				
施設設備資金前受金収入				
(何)				
その他の収入				
(何)引当特定資産取崩収入				
前期末未収入金収入				
貸付金回収収入				
預り金受入収入				
(何)				
資金収入調整勘定				
期末未収入金				
前期末前受金				
(何)				
前年度繰越支払資金				
収入の部合計				

支出の部		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
科	目			
人件費支出				
教員人件費支出				
職員人件費支出				
役員報酬支出				
退職金支出				
(何)				
教育研究経費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
奨学費支出				
(何)				
管理経費支出				
消耗品費支出				
光熱水費支出				
旅費交通費支出				
(何)				
借入金等利息支出				
借入金利息支出				
学校債利息支出				
借入金等返済支出				
借入金返済支出				
学校債返済支出				
施設関係支出				
土地支出				
建物支出				
構築物支出				
建設仮勘定支出				
(何)				
設備関係支出				
教育研究用機器備品支出				
管理用機器備品支出				
図書支出				
車輛支出				
ソフトウェア支出				
(何)				
資産運用支出				
有価証券購入支出				
(何)引当特定資産繰入支出				
収益事業元入金支出				
第3号基本金引当特定資産繰入支出				
(何)				
その他の支出				
貸付金支払支出				
手形債務支払支出				
前期末未払金支払支出				
預り金支払支出				
前払金支払支出				
(何)				
【予備費】				
資金支出調整勘定				
期末未払金				
前期末前払金				
(何)				
次年度繰越支払資金				
支出の部合計				

資金収支内訳表

年月日から

年月日まで

収入の部

(単位:円)

科目	部門	学校 法人	(何)大学		(何) 幼稚園	研究 所	(何) 病院		総額
			(何) 学部	計					
学生生徒等納付金収入									
授業料収入									
入学金収入									
実験実習料収入									
施設設備資金収入									
(何)									
手数料収入									
入学検定料収入									
試験料収入									
証明手数料収入									
(何)									
寄付金収入									
特別寄付金収入									
一般寄付金収入									
補助金収入									
国庫補助金収入									
地方公共団体補助金収入									
(何)									
資産売却収入									
不動産売却収入									
有価証券売却収入									
(何)									
事業収入									
補助活動収入									
附属事業収入									
受託事業収入									
収益事業収入									
(何)									
受取利息・配当金収入									
第3号基本金運用収入									
その他受取利息・配当金収入									
(何)									
雑収入									
施設設備利用料収入									
廃品売却収入									
(何)									
借入金等収入									
長期借入金収入									
短期借入金収入									
学校債収入									
(何)									
計									

支出の部

(単位:円)

科目	部門	学校 法人	(何)大学				(何) 幼稚園	研究 所	(何) 病院			総額
			(何) 学部	計								
人件費支出												
教員人件費支出												
職員人件費支出												
役員報酬支出												
退職金支出												
(何)												
教育研究経費支出												
消耗品費支出												
光熱水費支出												
旅費交通費支出												
奨学費支出												
(何)												
管理経費支出												
消耗品費支出												
光熱水費支出												
旅費交通費支出												
(何)												
借入金等利息支出												
借入金利息支出												
学校債利息支出												
借入金等返済支出												
借入金返済支出												
学校債返済支出												
施設関係支出												
土地支出												
建物支出												
構築物支出												
建設仮勘定支出												
(何)												
設備関係支出												
教育研究用機器備品支出												
管理用機器備品支出												
図書支出												
車輛支出												
ソフトウェア支出												
(何)												
計												

人 件 費 支 出 内 訳 表

年 月 日 から

年 月 日 まで

支 出 の 部

(単位:円)

科目	部門	学校 法人	(何)大学		(何) 幼稚園	研究 所	(何) 病院		総額
			(何) 学部	計					
教員人件費支出									
本務教員									
本俸									
期末手当									
その他の手当									
所定福利費									
(何)									
兼務教員									
職員人件費支出									
本務職員									
本俸									
期末手当									
その他の手当									
所定福利費									
(何)									
兼務職員									
役員報酬支出									
退職金支出									
教 員									
職 員									
(何)									
計									

活動区別資金収支表

様式1-4

年 月 日から
年 月 日まで

(単位:円)

科目		金額
教育研究事業活動による資金収支	収入	学生生徒等納付金収入
		手数料収入
		寄付金収入
		特別寄付金収入(施設設備指定分除く)
		一般寄付金収入
		経常費補助金収入
		国庫補助金収入
		地方公共団体補助金収入
		事業収入
		雑収入
	教育研究事業活動資金収入計(1)	
	支出	人件費支出
		教育研究経費支出
		管理経費支出
		教育研究事業活動資金支出(2)
		差引(3) = (1) - (2)
		調整勘定(4)
		教育研究事業活動資金収支差額(5) = (3) + (4)
施設等整備活動による資金収支	収入	施設設備寄付金収入
		施設設備補助金収入
		不動産売却収入
		第2号基本金引当特定資産からの取崩収入
		(何)引当特定資産からの取崩収入
		施設等整備活動資金収入計(6)
	支出	施設関係支出
		設備関係支出
		第2号基本金引当特定資産への繰入支出
		(何)引当特定資産への繰入支出
		施設等整備活動資金支出計(7)
		差引(8) = (6) - (7)
		調整勘定(9)
		施設等整備活動資金収支差額(10) = (8) + (9)
		事業活動資金収支差額(11) = (5) + (10)
財務活動による資金収支	収入	借入金等収入
		有価証券売却収入
		その他資産売却収入
		第3号基本金引当特定資産取崩収入
		第4号基本金引当特定資産取崩収入
		(何)引当特定資産取崩収入
		その他の収入
	財務活動資金収入計(12)	
	支出	借入金等返済支出
		有価証券購入支出
		第3号基本金引当特定資産繰入支出
		第4号基本金引当特定資産繰入支出
		(何)引当特定資産繰入支出
その他支出		
財務活動資金支出計(13)		
		差引(14) = (12) - (13)
		利息及び配当金の受取額(15)
		利息の支払額(16)
		調整勘定(17)
		財務活動資金収支差額(18) = (14) + (15) - (16) + (17)
		支払資金の増減額(19) = (11) + (18)
		前年度繰越支払資金(20)
		次年度繰越支払資金(21) = (19) + (20)

事業活動計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位:円)

科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	
教育研究事業収支の部	収入	学生生徒等納付金			
		授業料			
		入学金			
		実験実習料			
		施設設備資金			
		(何)			
		手数料			
		入学検定料			
		試験料			
		証明手数料			
		(何)			
		寄付金			
		特別寄付金(施設設備指定分除く)			
		一般寄付金			
		經常費補助金			
		国庫補助金			
	地方公共団体補助金				
	(何)				
	事業収入				
	補助活動収入				
	附属事業収入				
	受託事業収入				
	収益事業収入				
	(何)				
	雑収入				
	施設設備利用料収入				
	廃品売却収入				
	(何)				
	教育研究事業収入計(1)				
	支出	人件費			
		教員人件費			
		職員人件費			
役員報酬					
退職給与引当金繰入額(又は退職金)					
(何)					
教育研究経費					
消耗品費					
光熱水費					
旅費交通費					
奨学費					
減価償却額					
(何)					
管理経費					
消耗品費					
光熱水費					
旅費交通費					
減価償却額					
(何)					
徴収不能引当金繰入額					
教育研究事業支出計(2)					
教育研究事業収支差額(3)=(1)-(2)					

事業外 収支の部	収入	受取利息・配当金				
		第3号基本金運用収入				
		その他の受取利息配当金				
			事業外収入計(4)			
	支出	支払利息				
		借入金利息				
		学校債利息				
		事業外支出計(5)				
		事業外収支差額(6) = (4) - (5)				
		経常収支差額(7) = (3) + (6)				
特別 収支の部	収入	資産売却差額				
		(何)				
		その他の特別収入				
		現物寄付				
		施設設備寄付金				
		施設設備補助金				
		前期収支修正額				
	(何)					
			特別収入計(8)			
	支出	資産処分差額				
		(何)				
		その他の特別支出				
		災害損失				
		前期収支修正額				
(何)						
		特別支出計(9)				
		特別収支差額(10) = (8) - (9)				
		【予備費】(11)				
		基本金組入前当年度収支差額(12) = (7) + (10) + (11)				
		基本金組入額(13)				
		当年度収支差額(14) = (12) + (13)				
繰越 収支 差額 の部		前年度繰越収支差額(15)				
		基本金取崩額(16)				
		次年度繰越収支差額(17) = (14) + (15) + (16)				

(注1) 収入計(事業収入+事業外収入+特別収入)=〇〇〇

(注2) 支出計(事業支出+事業外支出+特別支出)=〇〇〇

事業活動内訳表

年 月 日から
年 月 日まで

(単位:円)

科目	部門	学校 法人	(何) 大学	(何) 幼稚園	研究 所	(何) 病院	総額		
経常収支の部 教育研究事業収支の部	収入	学生生徒等納付金							
		授業料							
		入学金							
		実験実習料							
		施設設備資金							
		(何)							
		手数料							
		入学検定料							
		試験料							
		証明手数料							
		(何)							
		寄付金							
		特別寄付金(施設設備指定分除く)							
		一般寄付金							
		経常費補助金							
		国庫補助金							
		地方公共団体補助金							
		(何)							
		事業収入							
		補助活動収入							
		附属事業収入							
		受託事業収入							
		収益事業収入							
		(何)							
		雑収入							
		施設設備利用料収入							
		廃品売却収入							
		(何)							
		教育研究事業収入計(1)							
		支出	人件費						
教員人件費									
職員人件費									
役員報酬									
退職給与引当金繰入額(又は退職金)									
(何)									
教育研究経費									
消耗品費									
光熱水費									
旅費交通費									
奨学費									
減価償却額									
(何)									
管理経費									
消耗品費									
光熱水費									
旅費交通費									
減価償却額									
(何)									
徴収不能引当金繰入額									
教育研究事業支出計(2)									
教育研究事業収支差額(3) = (1) - (2)									

事業外収支の部	収入	受取利息・配当金							
		第3号基本金運用収入							
		その他の受取利息配当金							
	事業外収入計(4)								
	支出	支払利息							
		借入金利息							
		学校債利息							
事業外支出計(5)									
事業外収支差額(6) = (4) - (5)									
経常収支差額(7) = (3) + (6)									
特別収支の部	収入	資産売却差額							
		(何)							
		その他の特別収入							
		現物寄付							
		施設設備寄付金							
		施設設備補助金							
		前期収支修正額							
	(何)								
	特別収入計(8)								
	支出	資産処分差額							
		(何)							
		その他の特別支出							
		災害損失							
		前期収支修正額							
(何)									
特別支出計(9)									
特別収支差額(10) = (8) - (9)									
基本金組入前当年度収支差額(11) = (7) + (10)									
基本金組入額(12)									
当年度収支差額(13) = (11) + (12)									

(注1) 収入計(事業収入+事業外収入+特別収入) = ○○○

(注2) 支出計(事業支出+事業外支出+特別支出) = ○○○

貸借対照表
年月日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
構築物			
教育研究用機器備品			
管理用機器備品			
図書			
車輛			
建設仮勘定			
(何)			
特定資産			
第2号基本金引当特定資産			
第3号基本金引当特定資産			
第4号基本金引当特定資産			
(何)引当特定資産			
その他の固定資産			
借地権			
電話加入権			
施設利用権			
ソフトウェア			
有価証券(固定)			
収益事業元入金			
長期貸付金			
(何)			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券(流動)			
(何)			
資産の部合計			
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
固定負債			
長期借入金			
学校債			
長期未払金			
退職給与引当金			
(何)			
流動負債			
短期借入金			
1年以内償還予定学校債			
手形債務			
未払金			
前受金			
預り金			
(何)			
負債の部合計			
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増減
基本金			
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
収支差額			
次年度繰越収支差額			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

学校法人会計基準の在り方に関する検討会について

平成 24 年 8 月 7 日

高等教育局長決定

1. 目的

学校法人をとりまく経営環境が大きく変化する中、公教育を担う学校法人の経営状況に関して、社会に対する説明責任が一層求められている。また、近年、世界的な会計の動向から、諸会計基準において様々な見直しが行われているところである。

このような状況に鑑み、私立学校の特性を踏まえ私立学校の振興に資するよう、一般に分かりやすく、かつ経営者の適切な経営判断に資する計算書類とすることを目的に、学校法人会計基準の在り方について有識者による検討を行う。

2. 実施時期

この検討会の時期は平成 24 年 8 月から平成 24 年 12 月までとする。

3. 庶務

この検討会に関する庶務は、高等教育局私学部参事官において行う。

学校法人会計基準の在り方に関する検討会

協力者

おおはし 大橋	ひでいつ 英五	立教大学名誉教授
かたやま 片山	さとる 覚	早稲田大学商学学術院教授
くどう 工藤	せいいち 誠一	聖マリア学園理事長
くわた 桑田	よしお 佳雄	東京電機大学経理部長
さの 佐野	けいこ 慶子	公認会計士
すずき 鈴木	しげる 茂	株式会社KHDコンサルタント特別顧問
たかはし 高橋	かつのり 克典	公認会計士
とくだ 徳田	まもる 守	金沢工業大学常任理事
むらやま 村山	とうご 十五	学校法人村山学園理事長
もりもと 森本	はるお 晴生	学校法人新渡戸文化学園長
わたなべ 渡辺	よしこ 善子	日本アイ・ピー・エム株式会社顧問

(五十音順、敬称略、平成24年8月7日現在)

学校法人会計基準の在り方に関する検討会
審議経過

第1回 平成24年8月28日

- 自由討議

第2回 平成24年9月24日

- 財務三表の体系について意見交換

第3回 平成24年10月18日

- 財務三表の体系について意見交換

第4回 平成24年11月7日

- 財務三表の体系とその他の論点について意見交換

第5回 平成24年11月29日

- 財務三表の体系とその他の論点について意見交換

第6回 平成24年12月6日

- 財務三表の体系とその他の論点について意見交換

第7回 平成24年12月20日

- 報告書素案について意見交換